

重要事項説明書

(令和 8 年 4 月 1 日)



社会福祉法人 和幸園
和幸保育園



和幸保育園 重要事項説明書

1. 保育園の概要

設置者	社会福祉法人 和幸園						
種別	保育所						
保育園の名称	和幸保育園						
所在地	青森市長島二丁目1番12						
電話番号・FAX	電話 (017)776-4826 FAX (017)776-1940						
ホームページ	http://www.wakouen.or.jp						
施設長氏名	高田 由美						
開設年月日	昭和 42 年 9 月 1 日						
利用定員 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	2号 定員	—	—	—	62 人		
	3号 定員	10 人	18 人	20 人	—	—	—

2. 職員の配置状況

- | | |
|------------|-----|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 主任保育士 | 1名 |
| (3) 副主任保育士 | 5名 |
| (4) 保育士 | 18名 |
| (5) 調理員 | 2名 |
| (6) 嘱託医 | 1名 |
| (7) 嘱託歯科医 | 1名 |
| (8) 栄養士 | 1名 |

3. 保育を提供する曜日・時間・休園日等

開所している時間：7時00分～20時00分

開所している時間：8時00分～19時00分（日・祝日）

曜 日	月曜日～土曜日
時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時00分～18時00分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 8時00分～16時00分(8時間)
休 園 日	日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

4. 利用者負担その他の費用等

当園においては、次の表に掲げる費用について、同表に掲げる額の支払いを保護者から受けるものとする。

		利 用 料	食 事 代
一時預かり(一般型)		日額：2,000円昼食・ おやつ付き(9時から16時) 1時間：500円	1食 300円
延長保育 (標準時間)		1時間型・18時から19時まで(おやつ付き) 保育料月額4,000円 日掛け日額1,000円 2時間型・18時から20時まで(夕食付き) 保育料月額7,000円 日掛け日額2,000円	
延長保育 (短時間)		① 朝1時間型 7時から8時まで 月額2,000円 ② 夕1時間型 16時から17時まで 月額2,000円 ③ 夕2時間型 16時から18時まで 月額4,000円 ① 朝1時間型 7時から8時まで } 月額4,000円 ② 夕1時間型 16時から17時まで } ① 朝1時間型 7時から8時まで } 月額6,000円 ③ 夕2時間型 16時から18時まで }	
給食食材費	主食	月額 0円	原則、副食費は毎月27日に ゆうちょ銀行で口座振替とする
	副食	月額 4,900円	

※給食食材費に副食については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

5. 緊急時における対応

保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、囑託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

また、園児の引渡しについては、原則として保護者又は保護者に代わる家族の方に直接行いますが、災害等発生時には、状況に応じてあらかじめ指定した方法により行います。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、園が責任を持って対応しますので、あらかじめ御了承願います。

保護者の方には、携帯メール連絡網システムにご登録いただき、緊急連絡時に使用します。また、緊急時に円滑活用するために、日常の連絡にも同システムを利用しシステム習熟を図ります。

警察、消防、行政機関のみでなく警備保障会社と契約・連携し緊急時対応をいたします。(機械警備、独自の通報システム、訓練・対応指導等)

6. 利用の開始及び終了等に関する事項

(1)利用の開始

当園の利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(2)転園又は退園

転園又は退園しようとする子どもの保護者は、所定の様式にて園長または青森市に願い出るものとする。

(3)利用の終了

当園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。

(1)2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2)2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき

(3)その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

7. 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 年3回、防災設備事業者と共同で、総合防災訓練を実施します。
防災設備	通報装置、火災探知機、煙感知器、熱感知器、誘導灯、消火器等を備えています。

防 犯 設 備	機械警備システム、緊急通報装置、自動鍵、防犯カメラ、さすまた、防犯ブザー、防護盾、スタンガン等を備えています。
---------	---

8. 避難場所

避難場所	長島小学校、青い森公園、消防合同庁舎、青森県庁等
その他	大野和幸園、和幸セントラルハウス

9. 賠償責任保険の加入状況

「保育園賠償責任保険」及び「保育園児等傷害保険」に加入

10. 利用者との連絡について

緊急時の連絡を目的に携帯メール連絡網システムを導入。

このシステムの定期的運用と共に、ホームページ及びSNSとの併用で、複数の緊急連絡手段の確保を図る。

11. 個人情報の保護に対する基本方針


別紙の通り

12. 和幸保育園利用者の意見・要望等の相談委員会設置について


別紙の通り

13. 転所や転居などに対するサービスの継続性に対するお知らせ

別紙の通り



社会福祉法人和幸園 和幸保育園 個人情報取り扱いについて



当保育園では、園児および保護者の皆さまの大切な個人情報を、安心してお預けいただけるよう、厚生労働省のガイドラインおよび関係法令に基づき、適切に取り扱います。

1. 個人情報とは

ここでいう「個人情報」とは、園児や保護者の皆さまのお名前、住所、連絡先、健康に関する情報、写真・動画など、特定の個人が分かる情報をいいます。

2. 個人情報の利用目的

当保育園では、お預かりした個人情報を、次の目的のために利用します。

- ・ 保育・教育活動を行うため
- ・ 園児の健康管理や安全確保のため
- ・ 保護者の皆さまへの連絡やお知らせのため
- ・ 市区町村など関係機関への必要な報告のため
- ・ けがや体調不良など、緊急時の連絡・対応のため
- ・ これらの目的以外で利用することはありません。

3. 写真・動画の取り扱いについて

保育の様子や行事の記録として、園児の写真や動画を撮影することがあります。

撮影した写真・動画は、次のような範囲で使用します。

- ・ 園内の掲示物（インフォメーションボード等）、写真販売サイト（えんフォト）
- ・ 行事や保育の記録

ホームページや広報等への掲載は、事前に保護者の同意を得た場合に限り行います。氏名を掲載しないなど、個人が特定されないよう十分配慮します。

4. 第三者への提供について

法令に基づく場合や、園児の生命や安全を守るために必要な場合を除き、保護者の同意なく、個人情報を第三者に提供することはありません。

5. 個人情報の管理について

当保育園では、個人情報の漏えい、紛失、改ざんなどが起こらないよう、適切な管理体制を整え、職員に対しても指導・確認を行っています。

6. 個人情報の開示・訂正等について

保護者ご本人から、「内容を確認したい」「変更したい」「利用を控えてほしい」といったご希望があった場合には、速やかに対応します。お気軽に職員までお申し出ください。

ご意見・ご要望の相談における際の第三者委員の役割について

●第三者委員の役割

ご意見・ご要望の受付担当者や責任者との話し合いだけでは納得いかない場合には、第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言をいたします。

〔第三者委員の職務〕

- ご意見・ご要望の相談解決への立ち会い・助言
- ご意見・ご要望の直接受付
- 相談内容を受けた旨の保護者(当事者)への通知
- 責任者よりご意見・ご要望の改善状況について報告を受け、また保育所の日常的な状況を把握します。

〔第三者委員の立ち会いによる話し合いの方法〕

- 第三者委員によるご意見・ご要望の内容の確認
- 第三者委員による解決案の調整・助言
- 話し合いの結果や改善事項などの確認

※第三者委員の立ち会い・助言が必要な際には、受付担当者にその旨を申しいただくか、または直接下記までご連絡ください。

第三者委員 **NPO 法人セーフティネット青森・オンブズマン**
氏 名
電 話

転所・転居等に伴うサービスの継続について

当園では、園児の転所または転居等に際し、保育および子育て支援の継続性を確保するため、次のとおり対応いたします。

1. 保護者の申し出および同意がある場合に限り、転所先の施設に対し、当該園児に関する必要な情報を提供いたします。
2. 保護者の希望がある場合、転居先における子育て支援サービスの実施状況等について調査し、情報提供を行います。
3. 当園は、在園児に関する記録を法令および関係規程に基づき一定期間保存します。必要に応じて、所定の手続きにより閲覧等に応じます。
4. 個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求については、当園の個人情報管理責任者が法令に基づき適切に対応します。
5. 子育て支援に関する情報提供および相談対応は、地域子育て支援センターと連携して実施します。